

# 令和7年度第1回四街道市国民健康保険運営協議会

## 次第

日 時 令和7年7月30日(水)  
午後1時～  
場 所 四街道市  
保健センター3階大会議室

### 1. 開 会

### 2. 会長挨拶

### 3. 議題

(1) 令和6年度四街道市国民健康保険特別会計決算について（報告）

【資料1-1、1-2】

(2) 令和6年度四街道市国民健康保険事業計画評価について（報告）【資料2】

(3) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（報告）

【資料3-1、3-2】

(4) 四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について（報告）

【資料4-1、4-2】

### 4. その他

### 5. 閉 会

# 四街道市国民健康保険特別会計決算(5年間の推移)

資料1-1

## 【決算】

(単位：千円)

歳入	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度(見込み)	対前年増減額	
国民健康保険税	2,032,012	2,005,414	1,925,326	1,781,437	1,886,845	105,408	
国庫支出金	16,970	9,600	43	238	1,588	1,350	
県支出金	5,773,945	6,050,563	5,990,106	5,816,324	5,545,949	△ 270,375	
繰入金	一般会計繰入金	487,623	501,101	499,580	495,960	521,967	26,007
	保険基盤安定	389,044	392,511	389,777	384,513	413,813	29,300
	未就学児均等割	-	-	5,989	5,394	5,817	423
	職員給与費等	48,612	52,523	49,187	47,817	48,895	1,078
	出産育児一時金	22,389	15,088	12,571	16,560	14,976	△ 1,584
	財政安定化支援	27,578	26,722	25,636	22,406	17,520	△ 4,886
	産前産後保険税	-	-	-	169	865	696
	その他	-	14,257	16,420	19,100	20,081	981
国保財政調整基金繰入金	1,400	57,065	100	231,136	43,282	△ 187,854	
繰越金	7,069	5,718	15,475	18,896	0	△ 18,896	
諸収入	36,661	45,968	50,290	46,768	19,918	△ 26,850	
合計	8,355,679	8,675,428	8,480,919	8,390,759	8,019,549	△ 371,210	

(単位：千円)

歳出	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度(見込み)	対前年増減額
総務費	49,976	53,946	50,047	49,380	50,926	1,546
保険給付費	5,680,610	5,928,312	5,880,638	5,751,699	5,446,070	△ 305,629
国民健康保険事業費納付金	2,470,144	2,448,054	2,363,615	2,478,885	2,405,248	△ 73,637
共同事業拠出金	1	1	1	1	0	△ 1
保健事業費	60,216	76,770	81,893	82,616	63,717	△ 18,899
諸支出金	13,593	21,342	21,343	17,975	13,860	△ 4,115
合計	8,274,540	8,528,425	8,397,537	8,380,555	7,979,820	△ 400,735

## 【被保険者数推移】

(単位：人)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度(見込み)	対前年増減数
一般被保険者数	19,907	19,050	17,913	16,980	15,995	△ 985

## 【国保税徴収率推移】

(単位：%)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度(見込み)	対前年増減数
現年課税分	90.7	91.4	91.7	91.6	90.9	△ 0.7
滞納繰越分	19.7	19.7	20.8	21.3	18.9	△ 2.4
合計	68.5	69.8	71.1	71.3	72.4	1.2

## 【国保財政調整基金推移】

(単位：千円)

国保財政調整基金残高	5年度末	5年度決算 (積立後)	6年度末	6年度決算 (積立額)	6年度決算 (積立後)	○7年度 当初予算での 取崩額は、 0円です。
	80,169	90,373	47,091	32,276	79,367	

(6年度決算 積立額内訳)

歳入決算 8,019,549千円 - 歳出決算 7,979,820千円 = 39,729千円 …6年度決算剰余金

剰余金 39,729千円 - 繰越金※ 7,453千円 = 32,276千円 …6年度決算財調積立額

※6年度普通交付金の清算分。7年度普通交付金と相殺されるため、7年度予算において前年度繰越金として計上予定。

## ○数値の端数処理について

各項目の数値は、単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

## 令和6年度 四街道市国民健康保険特別会計決算概要

(単位：千円)

	事業名	区分	事業概要	5年度	6年度 (見込み)	増減額
総務費	一般管理費	継続	国民健康保険事業に係る一般事務費です。 ・日常事務に要する消耗品の購入や旅費等 ・被保険者証、高額療養費通知等の発送 ・レセプト電算処理、被保険者証作成等の委託	25,974	26,635	661
	連合会負担金	継続	国保連合会へ負担金を支出することによって、国民健康保険事務を円滑に行います。	2,406	2,297	△ 109
	賦課徴税费	継続	国民健康保険税を適正に賦課・徴収するための電算処理事務や各種通知、収納状況等を管理するための電算処理事務及び収納業務を行います。	20,735	21,747	1,012
	運営協議会費	継続	国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、医療、被保険者等の代表で組織した国保運営協議会を開催します。	265	247	△ 18
	合 計			49,380	50,926	1,546
保険給付費	一般被保険者療養給付費	継続	一般被保険者が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。 【件数】 令和5年度：287,707件 令和6年度：273,690件	4,932,568	4,664,762	△ 267,806
	一般被保険者療養費	継続	一般被保険者が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。 【件数】 令和5年度：5,226件 令和6年度：4,806件	35,070	31,560	△ 3,510
	審査支払手数料	継続	診療報酬明細書等の審査に要する手数料を支出します。 【件数】 令和5年度：293,077件 令和6年度：280,670件	11,230	10,751	△ 479

	事業名	区分	事業概要	5年度	6年度 (見込み)	増減額
保険給付費	一般被保険者高額療養費	継続	一般被保険者の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。 【件数】 令和5年度：12,854件 令和6年度：12,708件	743,079	710,819	△ 32,260
	一般被保険者高額介護合算療養費	継続	一般被保険者の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。 【件数】 令和5年度：18件 令和6年度：36件	250	674	424
	高額療養費等 計			743,330	711,493	△ 31,837
	一般被保険者移送費	継続	一般被保険者が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。 【件数】 令和5年度：2件 令和6年度：0件	154	0	△ 154
	出産育児一時金	継続	被保険者の出産に対し、出産育児一時金500,000円を支給します。 【件数】 令和5年度：51件 令和6年度：45件	24,419	22,379	△ 2,040
	葬祭費	継続	被保険者の死亡により葬祭を行った者に、葬祭費50,000円を支給します。 【件数】 令和5年度：95件 令和6年度：102件	4,750	5,100	350
	傷病手当金	継続	新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染の疑いのある被保険者に傷病手当金を支給します。 【件数】 令和5年度：5件 令和6年度：1件	179	25	△ 154
	合 計			5,751,698	5,446,070	△ 305,628
事業費納付金	国民健康保険事業費納付金	継続	平成30年度からの国民健康保険制度改正により、千葉県が国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用と、その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む）を千葉県に納付します。	2,478,885	2,405,248	△ 73,637
	合 計			2,478,885	2,405,248	△ 73,637
共同事業 拠出金	その他共同事業	継続	退職者医療制度への加入対象者を把握する資料として、年金受給者一覧表の作成費用を支出します。	1	0	△ 1
	合 計			1	0	△ 1

	事業名	区分	事業概要	5年度	6年度 (見込み)	増減額
保健事業費	保健事業費一般	継続	<p>医療費の適正化を図るため、パンフレット作成・医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知や被保険者の疾病の予防・早期発見・早期治療のため人間ドック助成事業を行います。</p> <p>【人間ドック利用助成件数】 令和5年度：864件 令和6年度：877件</p> <p>【ジェネリック医薬品利用差額通知書送付件数】 令和5年度：760件 令和6年度：396件</p> <p>【糖尿病性腎症重症化予防に係る保健指導実施件数】 令和5年度：2件 令和6年度：2件</p>	27,098	28,692	1,594
	特定健康診査等事業	継続	<p>40歳以上の国民健康保険の被保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を目的とする特定健康診査・保健指導を行います。</p> <p>【特定健康診査対象者】 令和5年度：14,075人 令和6年度：13,300人</p> <p>【受診者】 令和5年度：2,807人 令和6年度：2,772人</p> <p>【受診率】 令和5年度：19.9% 令和6年度：20.8%</p>	55,518	35,025	△ 20,493
	合 計			82,616	63,717	△ 18,899
諸支出金	一般被保険者保険税還付金	継続	<p>過年度に賦課し納付された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。</p> <p>【件数】 令和5年度：223件 令和6年度：245件</p>	9,326	7,071	△ 2,255
	償還金	継続	<p>前年度の国庫支出金等に超過交付額が生じた場合に、その額を返還します。</p>	8,576	6,748	△ 1,828
	一般被保険者還付加算金	継続	<p>過誤納となった一般被保険者保険税を還付する際に還付加算金を支出します。</p> <p>【件数】 令和5年度：36件 令和6年度：23件</p>	73	41	△ 32
	延滞金	継続	<p>社会保険診療報酬支払基金等に対し、支払が遅れた場合に支払います。</p> <p>【件数】 令和5年度：0件 令和6年度：0件</p>	0	0	0
	合 計			17,975	13,860	△ 4,115
総 計			8,380,553	7,979,820	△ 400,733	

※数値の端数処理について

各項目数値は単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

## 令和6年度四街道市国民健康保険事業計画評価

## 1 主な事業

## (1) 適用適正化対策事業の推進

## ① 被保険者資格の適正化〈毎月〉

社会保険に加入している可能性がある被保険者等に対し、届出勧奨及び職権による資格喪失処理を行う。

## ※実施状況評価

国民年金第1号・3号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、届け出又は、職権喪失による資格の適正管理につなげることができた。

## ② 居所不明被保険者の実態調査〈3月〉

各種郵送物が送致不能となった者（居所不明者）を把握した場合、住民基本台帳担当課と連携し、住民登録や被保険者資格の適正化を図る。

## ※実施状況評価

保険税納付書や被保険者証の送致不能者の居住状況の現況調査を実施し、住民票担当課（窓口サービス課）との連携を図り、国保資格の適正管理につなげることができた。

## ③ 適用適正化月間における集中調査の実施〈11月〉

擬制世帯等<sup>\*</sup>の被保険者について、社会保険に加入できる可能性があることなどを記載した調査票を送付するなどし、被用者保険の被扶養者への移行を促す。

<sup>\*</sup>… 国民健康保険被保険者の属する世帯で、世帯主が国民健康保険の被保険者でない世帯

## ※実施状況評価

調査票を発送し、被用者保険の被扶養者の対象となる可能性があることを周知し、資格の適正管理につなげることができた。

## (2) 国保税収納率向上対策事業の推進

## ① 収納体制の整備〈通年〉

国保税過年度分の徴収業務について、総務部収税課と緊密に連携し、徴収業務の効率化を図る。

## ※実施状況評価

総務部収税課と緊密に連携し、効率的に過年度分と現年度分とあわせて徴収業務の強化を図った。

また、市税等収納向上対策本部を活用し、年間計画に基づいて納め忘れ納付書の送付、休日納税相談、電話催告を実施し、国保税収納率の向上に努めた。

② 滞納整理の実施〈通年〉

滞納者に対し、督促状、催告書を送付するほか、市税等収納向上対策の一環として、年4回（4、7、12、1月）休日に電話による督促や納税相談を実施するとともに、納税状況の改善が見られない者に対しては、滞納処分を行う。

また、令和6年12月2日に従来の特約被保険者証が廃止されることに伴い、国や県の動向を注視しながら、今後の納税相談の機会を確保する方策を検討する。

※実施状況評価

滞納者に対し、催告書を送付し、納税相談を行うとともに滞納処分（差押）を行った。また、納付を促すために、納め忘れ納付書を送付した。

③ 口座振替の推進〈通年〉

納め忘れのない口座振替の利用を推進するため、加入手続き時等において、ペイジー口座振替受付サービスを活用し、口座振替利用者の増加を図る。

※実施状況評価

市役所の窓口で口座振替の手続きが可能となるペイジー口座振替サービスを活用し、窓口対応時に口座振替利用の勧奨を行った。

(3) 医療費適正化対策事業の促進

① レセプト点検の充実〈毎月〉

医療機関等のレセプト（診療報酬明細書）や柔道整復施術療養費・あはき（あん摩マッサージ・はり・きゅう）療養費の支給申請書の内容や資格を千葉県国保連合会の審査とは別に、市においても審査（点検）を行う。

※実施状況評価

被保険者資格の点検及び委託業者による内容の点検を行い、診療報酬の支払いの適正化を図った。

② 医療費通知〈1月、3月〉

医療費の適正化を図るため、被保険者が受診した際の保険者（四街道市国民健康保険）の負担額を被保険者に通知することにより、重複・頻回受診の抑止を図るとともに、通院日数や一部負担額などについても通知することで、医療機関等の医療給付費の不正受給の防止を図る。

※実施状況評価

医療費通知を年2回送付し、被保険者自身に通院日数、一部負担額などについて通知することで、医療費への関心をもってもらった。

### ③ ジェネリック医薬品利用の促進

〈啓発品の配布：通年、差額に関する通知の発送：8月、2月〉

ジェネリック医薬品の利用を促進するため、ジェネリック医薬品を希望する意思を示せるカードケースを配布し、ジェネリック医薬品への切り替えが可能と思われる対象者には、切り替えた場合の差額を通知する。

#### ※実施状況評価

国保加入手続き時に窓口にて、ジェネリック医薬品希望カード兼保険証ケースを配布するとともに、8月と2月にはジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を通知し、先発医薬品より安価なジェネリック医薬品利用率の向上に努めた。

### ④ 第三者行為による給付に対する求償〈7月、11月、3月〉

交通事故等の第三者(加害者)から受けた傷害などの治療費は、原則として第三者(加害者)が負担すべきものであることから、交通事故等の第三者行為の届出があったものについては、加害者側に適正に求償を行う。

また、第三者行為が疑われるレセプトが抽出された場合、対象者に負傷原因の調査を行うことで第三者行為の発見に繋げる。

#### ※実施状況評価

千葉県国民健康保険団体連合会への委託等により、当市で立替えた医療費の求償を実施することで、適正な医療給付の在り方に資することができた。

また、交通事故等に該当すると思われる情報をより迅速に確認するため、関係所属との連携を強化した。

## (4) 保健事業の推進

### ① 特定健康診査・特定保健指導の推進〈通年〉

生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活習慣を改善するため、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第4期特定健康診査等実施計画に基づき、受診勧奨などの受診率を高める取組みを行いながら、特定健康診査・特定保健指導を実施する。

#### ※実施状況評価

特定健診は対象者全員に通知しており、市政だよりや市ホームページへの記事掲載、市 Facebook への投稿等により特定健診の内容を広報した。個別健診は4～12月、集団健診は7、12月に実施。

また、特定健康診査未受診者への勧奨事業として、集団健診実施時期に合わせ、6月と11月に勧奨通知を発送した。併せて、令和7年度の受診率向上対策として、インセンティブ事業の検討を行った。



② 短期人間ドックの助成事業〈通年〉【拡大】

生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識向上のため、費用の10分の7に相当する額の助成（最大25,000円）を行う。  
脳ドック受検時の費用助成のための準備を行う。

※実施状況評価

市政だよりや市ホームページ、検診ガイドなどで周知を行い、短期人間ドック受検の推進を行った。

また、脳ドック受検時の費用助成の導入等について検討し、令和6年度第2回国民健康保険運営協議会にて、短期人間ドック費用助成の補助率見直しを併せて諮問、答申をいただいた。令和7年度から、短期人間ドック助成率の見直しおよび脳ドック受検費用の助成を開始する。

③ 保健指導の推進〈通年〉

健康増進課や地区医師会・歯科医師会などの関係各所と連携し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムや糖尿病と歯周病に着目した歯科受診勧奨などの健康づくりに関わる事業を行う。

※実施状況評価

糖尿病性腎症の重症化予防を目的としたプログラムについて、かかりつけ医と連携し、事業を実施した。また、糖尿病と歯周病の関係性に着目した歯科への受診勧奨事業について、対象者へアンケートと勧奨通知を送付し、結果を令和7年2月の令和6年度第3回運営協議会において報告した。

(5) 普及啓発事業の推進〈通年〉

市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレット配布を活用して、国民健康保険制度の趣旨、疾病予防などについての周知を行う。

国保年金課窓口にあるデジタルサイネージを活用し、特定健診や歯科口腔保健などの普及啓発を図る。

※実施状況評価

市広報誌「市政だより」やホームページにより、国民健康保険の運営状況、国保制度（広域化を含む。）及び事業の周知・啓発を行った。また、デジタルサイネージを活用することにより、窓口の事務手続等の待ち時間に特定健診の受診勧奨や歯科口腔保健などの啓発を行った。

## 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

### (専決処分)

(地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う軽減判定所得の引上げ)

### 改正の概要

国民健康保険税には、低所得者に対する軽減措置があり、加入世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の軽減を受けることができます。この軽減判定所得につきましては、国が経済動向や消費者物価などを総合的に勘案し見直しており、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、市国民健康保険税条例においても定める額を変更いたしました。

改正の詳細については、物価上昇(所得水準の全体的な上昇)の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、下記のとおり基準を緩和するものです。

### 記

○国民健康保険加入世帯の軽減判定所得の算定において、世帯主を含む被保険者数に乘じる金額

軽減割合	改正前	改正後
5割軽減	29万5千円	30万5千円
2割軽減	53万5千円	56万円

### 対象者

四街道市国民健康保険の納税義務を有する方のうち、均等割額と平等割額の5割又は2割の軽減を受ける方です。

※7割の軽減を受ける方の基準額に変更はありません。

### 施行期日

令和7年4月1日

四街道市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>○四街道市国民健康保険税条例 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>○四街道市国民健康保険税条例 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ (略)</p>

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について

### (刑法等の一部を改正する法律の施行による拘禁刑の創設)

#### 改正の概要

令和7年6月1日から刑法等の一部を改正する法律が施行され、刑罰の種類が変更されることとなりました。

主な改正内容としては、刑法に定める刑のうち、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる「懲役」と、刑事施設に拘置する「禁錮」を廃止し、これらに代わるものとして、個々の受刑者の特性に応じて改善更生・再犯防止のために必要な作業又は指導を行うことが可能な「拘禁刑」が創設されたものです。

これに伴い、四街道市国民健康保険条例施行規則においては、下記のとおり国民健康保険運営協議会に関する条文が改正となりました。

#### 改正箇所

##### 第2章 国民健康保険運営協議会

(補欠委員の委嘱)

第4条 市長は、協議会の委員が次の各号の一に該当するに至ったときは速やかに補欠委員を委嘱する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 辞任したとき。
- (3) 禁錮又は懲役の刑に処せられたとき。 →【改正後】 拘禁刑

#### 施行期日

令和7年6月1日

## 四街道市国民健康保険条例施行規則新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(補欠委員の委嘱)</p> <p>第4条 市長は、協議会の委員が次の各号の一に該当するに至ったときは速やかに補欠委員を委嘱する。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 辞任したとき。</p> <p>(3) <u>拘禁刑</u>に処せられたとき。</p>	<p>(補欠委員の委嘱)</p> <p>第4条 市長は、協議会の委員が次の各号の一に該当するに至ったときは速やかに補欠委員を委嘱する。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 辞任したとき。</p> <p>(3) <u>禁錮又は懲役の刑</u>に処せられたとき。</p>

附 則

この規則は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。